

# 彙報

## ◎大阪近況

### ▽大阪市區域擴張問題

大阪府西成郡、東成郡を大阪市區域に編入の問題に付ては既に大阪府、市から内務省へ認可申請をしてゐるのであるが、此れに付て西郡の關係代議士、町村長代表者が、九月末日内務省に潮地方局長を訪ひ、「大阪市の財力と言ひ交通の發達の狀況と言ひ實に驚くべきもので、今から十五六年前までは大阪市と交通もしなかつた程の町村が、今日では全く大阪市内と同様の状態となり、更に現在では田畑連綿、五穀豊穰の光景を呈してゐる村落でも、こゝ數年中には必ず人家稠密して大阪市内と同様に都市化することは疑ひない。まして關係市町村が合併を熱望して大阪府、市兩當局亦圓準なる協定を遂げた結果内務省へ申請した此の問題を萬一内務省が反對するとせば、とりも直さず市町村自治權を侵害するものであると思ふ、充分御考量的上原申請通り認可せられたい」旨を縷々陳情し、更に片岡政務次官、若槻内相にも同様陳情する所があつた。若槻内相は要望に副ふやうに妥當の措置を採ると言

明したさうであるが、曩に自ら實地視察までした潮地方局長は都市小區域論者であるから此の問題を何う處理するか、甚だ興味が深い。

### ▽大阪市幹線放射道路問題

#### 府、市孰れが執行するか

大阪府都市計畫第一期事業たる幹線放射道路十路線の新設擴張工事(總額三千六百六十九萬五千餘圓)は、愈々府は來年度から實施するに決し、内務省に右計畫竝に豫算を内申した。所で右の十大放射道路の大部分は、前項記載の東西兩成郡に在るので、その市域編入と共に大阪府が當然これの實施をなすべきであると云ふ議論が起り、それに就ての運動も起つてゐるが、岡崎大阪府都市計畫部總務課長は(一)市は現在實施し且つ豫定してゐる都市計畫事業だけでも殆んで、手一杯で、此上事業を背負ひ込んで到底之を近き將來に實施することは出来ない、即ち市自ら實施の見込も立たぬのに、折角府が行はんとする事業にまで手を延ばして都市計畫事業其のものゝの實施を徒に遅らせることは決して市民に忠なる所以ではない。(二)東京の都市計畫事業は市郡の境界を以て府市夫々の執行區域を截然と區別してゐるが、これは元來府市の内

申に基き其の原案通り内務省が執行者を指定したもので、府が市内の事業執行者たることを不可とする理由とはならない、現に大阪市内の道路は舉げて市長の管理に屬するのが原則であるにも拘はらず、阪神國道の一部の如きも、市区域内と雖も府が事業を執行してゐる、従つて接續町村編入後と雖も府が市の区域内に亘つた事業の主體となることを本省で許さぬ筈がない。(三)殊に豫て府市協定の上市は市の區域外の放射道路も一定の區間を實施することに決定してゐるのであるから、府市夫々の實施區域はそれで殆ど定つてゐると看做すべきである、新に編入問題が起つたからとて更に執行者如何の問題を彼是云ふ必要を認めない。(四)更に都市計畫特別税は現在市で手一杯賦課してゐるので此の上賦課出來ぬが反之府と云ふ別個の公共團體なら又別に右特別税を、制限課率にまで賦課することが出來且つその賦課は府下一般に課するわけであるから市民は却つて負擔を軽減される。等の理由を以て市が執行する意思のないことを述べてゐる。市域編入に伴つて市が執行すべきか、前協定の通り府が執行するか、府の當局が、何も言明しないからわからないが、これも前項編入問題と共に、大阪市の持つ二つの大きな問題の市である。

### ▽都市計畫東西貫通路線の

#### 充實意見舉る

大阪都市計畫事業中の街路の路幅、事業年度割等の變更案は、内務大臣から都市計畫大阪地方委員會に諮問せられ、同委員會では十月二十三日開會する同會特別委員會に上議することとなつたが、市當局側の委員は、本案を特別委員會一回だけで議了せしめやうとしてゐるに反し、府會側から出た委員は、實地調査の上で決定しようとする主張して居る者もある。が市會側委員の内にも更に一段進んで、今回の變更案に修正を加へようとして居る向もある。修正意見と言ふのは、大阪市の東西を貫く路線の數をより多くし且つ路幅も擴大せしめようとするのであつて、長堀線(現案十二間幅、變更案十五間幅)の如きは、十八間以上にすることを主張して居る。その理由は「大體今回變更せむとする主旨は、變災時に於ける避難路の完備を目的としたものであるが、今變更案を見るに南北に走る路線は御靈筋(二十四間幅)を初め松屋町線、南北線等甚だ豊富であるが、東西線は上記長堀線を大なるものとして外に僅に五本しか計畫されてゐない。而して現下の大阪市の發展の趨勢は、南北に伸びつつあり従つて人家も稠密

するから、急變時の避難場は勢ひ東西に求めなければならぬ、それに津浪等の場合を考慮すれば西方は避難に適せぬとしなければならぬ、すると東郊を以て第一の避難場としなければならぬに、此れに向ふべき路線が、此の如く貧弱なものは、變災時に處するために立案せられた本更正案は、實は全然その主旨を没却したのと言はねばならぬと云ふのである、聽くべき言であり、強硬な態度で委員會を動かして、東西路線の充實を圖らうと意氣込んでゐるから、特別委員會も相當議論が沸くことであらう。(一〇、二三稿)

### ▽幹線放射道路の財源に

#### 特別税と受益者負擔金を増課せむ

大阪府都市計畫第一期事業たる幹線放射道路十路線の新設擴張に關する事業年度割及其の財政計畫(事業費三千六百六十九萬餘圓)案は、府の内申に對して、内務省は財政緊縮の折柄、國庫補助は國道の二路線(二號國道、十六號國道)に對しては之を認められやうが、他の府縣道に對しては認められず又、特別税等に餘裕があるものと認めるから、財源を起債に求めることも此際全然差控へたが良からうと通達した。

仍で府に於ては、目下財政計畫樹て直しのための調査を急い

で居る。先づ一千二百八十九萬餘圓と豫定して居た國庫補助金は、國道二路線に對するものを除いては大部分下付の見込が無くなり、五百萬圓の起債を差控へざるを得なくなつたことは本事業計畫に大打撃を與へるものであるが、特別税を法定制限率の最高限度迄賦課し、且つ受益者負擔金を幾分増加することとすれば、優にその打撃を緩和し缺陷を補填し得る見込がある。即ち原案では、特別税の賦課率は地租割百分の九、國稅營業稅附加稅百分の十六として居るが、之を法定最高率地租割百分の十二半、國稅營業稅附加稅百分の二十二を標準として増率すべく目下府の都市計畫課で、府下全般に亘り地租、營業稅の本額と附加稅額の調査をしてゐる。此の外府の一般歳入から都市計畫事業の財源に振當てられてゐる遊興稅並に觀覽稅の中遊興稅は、先般政府が最高課率たる百分の七まで引上げた結果、府でも好適の財源であるから孰れ其の最高課率迄賦課することになるであらう、而して此れ等によつて財源年額百萬圓を生ずる豫想であり、受益者負擔金の増徴等によれば、當初計畫通りに事業が遂行出來得るであらうと思はれて居る。

#### ○愛知岐阜地方聯合軌道打合會

軌近我國の軌道事業は長足の進歩發達を遂げ、各都市に於て公私の經營に係る企業を見るに至つたのは、交通上誠に喜ぶべき現象である。然るに之が事業の統一監督等に就ては從來完全な規定がなかつたので事業經營者は勿論監督上種々の支障を生ずるに至つた、仍て政府は曩に之等事業を劃一的に支配すべき軌道法の制定に着手し、大正十年四月法律第七十六號を以て之を公布し、次で軌道法施行規則其の他關係法規の公布と共に、大正十二年十二月勅令第五〇八號を以て、本年一月一日より之を施行することとなつた。

斯の如く現行軌道法竝に其の關係法規は最近の施行に係るから、直接之れが支配を受くべき吾人軌道經營者に於ても、從來業務執行上之れが研究を怠らなかつたが未だ十分なる知識を得ることが出来ない、從て監督官廳との間に於て見解、釋義の相違を來し意外の蹉跌を生ずることが稀でない此の如きは斯業の圓滑なる發展を期する上に甚だ遺憾とする所である、仍て此際講習其の他の方法に依り法規の一般を知悉會得するは極めて緊要なる事に屬するから、吾人同志相謀り講習會開催を企圖し、内務鐵道兩省に講師派遣方を懇請したが幸に快諾を得たるを以て茲に名古屋市電氣局、名古屋電鐵外八軌道會社主催者となり、九月十六日より三日間左記日程によ

り名古屋市商業會議所に於て講習會を開催することとなつた。

○十六日  
午前 軌道建設規程ト車輛トノ關係ニ就テ  
午後 軌道法ト道路法トノ關係ニ就テ  
鐵道技師 根本仙太郎

○十七日  
午前 道路ト軌道トノ關係ニ就テ  
内務技師兼 鐵道技師 佐藤利恭  
午後 軌道法施行手續ニ就テ  
鐵道省事務官 田中好

○十八日  
午前 軌道建設規程ニ就テ  
鐵道技師 三浦義男  
午後 運輸規程ニ就テ  
鐵道省事務官 長崎惣之助

**第一日** 愛知縣廳より勝又土木課長、小山技師外數名、岐阜縣廳より越野技師、林縣屬外數名臨席あり、主催者側列席者又六十名を算するの盛況であつた。

生野名古屋市電氣局長の開會の辭に次で勝又愛知縣土木課長の祝辭あり、右終りて愈當日の講演に移る、根本鐵道技師先づ起つて軌道建設規程と車輛との關係に就て詳細なる説明を試み、午後田中事務官は主として行政上の見地より軌道法と道路法との關係を論述し、軌道の使命とする所は道路の交通物件其のものであるから、道路と離るべからざる關係を有するを以て軌道經營者は道路管理者と協定して、完全な發達を期する必要がある所以を詳述し以て本法の精神を明かにした。

**第二日** 都合により會場を市會議事堂に變更し午前十時開催す。佐藤内務技師は技術的立脚點より軌道と道路との關係を縷述し、大山鐵道事務官は軌道法施行手續に關し複雑なる規定に就て懇切に説明し經營者の業務施行上に幾多の好資料を提供した。

**第三日** 三浦鐵道技師は軌道建設規程に就て軌道の根幹とも稱すべき軌條並に之が建設に關し、長崎鐵道事務官は本法立法の精神より説き起して運輸規程を詳述し、最後に監督官廳として軌道經營者に對する注意事項を披瀝した。

會期僅々三日に過ぎなかつたが上に會場其の他設備の點に遺憾の點あつたにも拘らず、斯くも盛會裡に終了するを得たのは、一に講師諸彦の熱心と眞摯なる講述と指導とに對し聽

衆である軌道經營者が各自抱懷した幾多の疑義の解決の爲、常に研究的態度を持って傾聽したに由る。若し夫れ此講演會に依つて吾人軌道經營者が得たる業務執行上の好資料に至つては、直接間接に今後の施設經營上に、多大の効果を齎すべきを疑はざるのである。

終りに臨み本講習會開催に當り多大の便宜と援助を與へられたる、愛知岐阜兩縣の各位に對し深甚の謝意を表すると今後益々斯業の圓滿なる發展の爲め鞭撻と垂教とを與へられんことを切望する次第である。(名古屋市電氣局 船橋賢鑑投)

### ○神流川架橋期成に關する請願

群馬縣多野郡新町 兩町村民の懇起  
埼玉縣兒玉郡賀美村

僅な風雨に際しても忽にして橋梁が流失して交通が杜絶すると言ふやうな所は山間僻地でも道路改良事業が逐年計畫されてゐるが、斯かる山間僻地なら未だ何等奇怪とするに足らないかも知れぬが、我が帝都を去る僅々二十數里と距たらない所に、而かも夫れが所謂交通の幹線たる國道上に完全な橋梁が存在せずして度々交通に支障を來すと言ふのを聞いたならば、誰しも一驚を喫せざるを得ないであらう。埼玉縣兒玉郡と群馬縣多野郡とを境してゐる川に神流川と言ふのがあ

る。東京から埼玉縣の大宮、熊谷を経て群馬縣の高崎に達する國道九號路線が此神流川を貫通する所即賀美村新町間に架せられてゐる假橋が夫れである。同假橋は從來屢々流失して交通上遺憾とする所であつたが、過般關係町村長始め有志三十餘名が連署して永久的橋梁に架換せんことを代議士加藤政之助井本常作兩氏を介して内務大臣に請願した由である。

最近各地方に於て、此の如き請願乃至陳情を爲すものが相次ぐに至つたのは、一面政府財政緊縮方針の反響にもよるであらうが、一面又道路の改良が如何に地方民の熱望する所であり、現下の急務とする所以であるかを物語るものであらう。記者は未だ親しく實地に就きて事實を調査するの機會を有してゐないが、曩に剩費捻出に名を藉つて道路改良費の削減を提議し其の案を固執して來た政府財政要路の人士も、此の如き事實を見聞したならば、必ずや自説の非を悟るに躊躇しないであらうことを信じて疑はない。左に請願書を掲げて参考に供す

請 願 書

埼玉縣兒玉郡賀美村長村山眞作群馬縣多野郡新町長三島安次  
郎外隣接町村長等謹テ閣下ニ請願ス  
埼玉縣兒玉郡賀美村地内神流川國道ニ架セル假橋ハ群馬縣多

野郡新町ニ接シ四隣兩縣町村ニ依リテ圍繞セラレ附近町村ハ土地肥沃ニシテ各種ノ產物ニ富ミ產額頗ル多ク殊ニ生繭ノ産額ハ全國ニ冠タルモノアリ然リト雖モ交通ニシテ不備ナランカ産業振興爲メニ阻止セラル、ニ至ルヘシ由來本橋ハ帝國ノ幹線タル國道ニアリテ交通上樞要ノ地點ニ在ルハ言テ俟タサルナリ然ルニ風雨一過センカ忽ニシテ流失シ兩岸ニ停滯セル人畜車輛ハ是ヲ如何トモスル能ハス如斯事ハ夏季ヨリ秋季ニ至リ年ニ數回ヲ重ヌル事常トス然リ而シテ近來軍用其ノ他ノ自動車竝ニ自轉車ノ通行モ著シク増加シ來リ殊ニ夏季ノ候ニアリテハ歐米人ノ輕井澤及伊香保ニ自動車ヲ驅リ避暑スル者其ノ數ヲ増加シ交通ハ逐年繁頻トナルニ至レリ然ルニ該假橋不完全ノ爲メ屢々墜落ノ危難ヲ蒙ルモノアリ之等外國人ニシテ此ノ不便ニ遭遇シ實況ヲ日撃センカ果シテ如何感ヲカナス東洋文明ノ精華ヲ以テ任スル我カ帝國ノ國道ニ在リテハ如斯醜狀ヲ暴露スルカ如キハ之國家ノ恥辱ニアラスシテ何ソヤ尙且ツ吾人カ永久的橋梁ノ架設ヲ痛切ニ感シタルハ昨年九月一日東京地方ニ於ケル大震災ニ際シ救濟物資ノ輸送極メテ迅速ヲ要スル時ニ當リ鐵道又其ノ害ヲ蒙リ支障ヲ來スヤ群馬縣南部及長野縣ノ一部ヨリ國道ニ依リ自動車及荷馬車ヲ以テ旺ンニ救助ノ資ヲ送り或ハ避難者ヲ護送スル等晝夜間斷ナク其ノ

數日ニ百千ヲ以テ算スルニ至レリ當時幸ニ降雨ナカリシヲ以テ克ク其ノ目的ヲ達スルヲ得タルモ不幸其ノ場合ニ於テ假橋流失ノ事アランカ物資輸送ハ全ク杜絶シ罹災者ニ及ホシタル打撃ハ實ニ甚大ナリシナラン夫レ之ヲ思ヘハ本橋ノ架設ノ一日モ速カナランコト望ラムヤ切ナリ本橋ニシテ永久的橋梁ナランカーハ以テ交通ノ完備ニ依リ地方産業ノ振興ヲ來シ且ツ非常時ニ於ケル人心ノ安定ヲ期シ國民幸福ノ基礎茲ニ完キヲ得ヘシ之レ不肖等ノ民意ヲ具シ陳情スル所以ナリ冀クハ願意御採納アラン事ヲ誠恐誠惶謹ンテ請願ス

大正十三年 月 日

埼玉縣兒玉郡賀美村長 村山 眞 作

群馬縣多野郡新町長 三島 安次郎

外三十三名

紹介議員 加藤政之助

同 井本常作

内務大臣 若槻禮次郎殿

○專任幹事増補

本會々務は日増に増加して、現在の專任幹事では到底手が廻りきれなく爲つたので、今回豫備役海軍主計大佐平山慶次

郎氏を專任幹事に任命し經理事務全部と本紙の編輯を分擔すること、爲つた、同氏は海軍々令部に出仕した人で、日露戰史の編纂事務を掌つたこともあり、彼の有名な會計法規義解の著者である、従つて今後に於ける本紙は從來の面目を一新して讀者諸君の期待に副ふことを期して疑はない、(たの字)

○幹事の囑託増加

道路の改良は目下の緊急問題に屬し従つて一層世論の喚起を急務とする次第である本會を設けられて茲に六年各目孜孜として其改良進歩を計つて居るけれども其進歩頗る遅々として振はざるは實に遺憾の極である因て今回は左の諸氏に幹事を囑託し將來一層其改良を企圖したい考である。

北海道	遠山信一 郎氏	東京府	正木 虎 藏氏
京都府	近 新三 郎氏	大阪府	島 重 治氏
神奈川縣	高 田 景氏	兵庫縣	村山喜一 郎氏
長崎縣	上野 節 夫氏	新潟縣	松浦圓四 郎氏
埼玉縣	清水 一 德氏	群馬縣	萩 野 廣氏
千葉縣	宮 島 三 郎氏	茨城縣	和田 堯 春氏
栃木縣	田 邊 良 忠氏	奈良縣	吉 田 登氏
三重縣	杉 谷 幸 藏氏	愛知縣	勝又愛次 郎氏

静岡縣 百瀬國三郎氏 山梨縣 渡邊英保氏

滋賀縣 小原光信氏 岐阜縣 足立藤一氏

長野縣 西池氏 文氏 宮城縣 山口龍之助氏

福島縣 東森藏氏 岩手縣 中川幸太郎氏

青森縣 眞島寅三郎氏 山形縣 田中三郎氏

秋田縣 中隈伊勢吉氏 福井縣 川越篤氏

石川縣 雨宮弘一氏 富山縣 吉武正八氏

鳥取縣 有光兔茂喜氏 島根縣 菅良二氏

岡山縣 楠宗道氏 廣島縣 木村憲七郎氏

山口縣 近藤博夫氏 和歌山縣 小原與氏

徳島縣 中村孫一氏 香川縣 中原藤一郎氏

愛媛縣 調所武光氏 高知縣 權平悌三郎氏

福岡縣 澁江武氏 大分縣 青木治助氏

佐賀縣 中山熊雄氏 熊本縣 牛島航氏

宮崎縣 三原久氏 鹿兒島縣 大井治男氏

沖繩縣 荒地忠吉氏

### ○道路改良費増額再運動

澁澤子爵、山田理事、大藏大臣再訪問

政府の大正十四年度道路改良費豫算は、現政府の財政緊縮方針のもとに編成されたが、大正十三年度豫算額と同一額即ち四百二十五萬圓を要求するの運になつたことは、既報の通りであるが、大藏省が之に對し如何なる方針のもとに査定するかは大いに注目さるゝ所であつて、曩に本會の建議書を携帶して顧問澁澤子爵及山田經理部主任理事兩氏が加藤首相と濱口藏相とに會見詳細陳述する所があつたが尙之れに満足せず、更に十一月三日午前十時兩氏は再び永田町官邸に濱口藏相を訪ひ、徹底的に意見を交換して、道路改良費削減の不可能なることを陳情した、又顧問澁澤子爵は財界の重鎮で、言を苟にする人でないが、道路改良費の維持に限つて積極的意見を所持者である、山田理事は東京市に於ける有力な實業家を以て組織されてゐる經濟研究會の幹部であつて、普通の形式的に通る一篇の建議とは其の趣を異にして居る、従つて兩氏の言には藏相も大いに其の意見に共鳴すると共に道路改良費削減の適切ならざるを知つたさうであるから、他の豫算とは異り甚しい削減は受けまいと樂觀されて居る。(たの字)